

三島町 生活工芸村構想

～ 生活工芸を核とした定住促進ビジョン ～



平成29年3月
福島県 三島町

目次

I	はじめに	1
1.	構想の目的	1
2.	生活工芸運動の系譜	2
	（1）近代までの生活	
	（2）戦中・戦後	
	（3）ふるさと運動	
	（4）生活工芸運動	
3.	地方創生及び生活工芸運動を取り巻く課題	8
	（1）地方創生を取り巻く課題	
	（2）生活工芸運動を取り巻く課題	
II	生活工芸村構想	10
1.	生活工芸村づくりの基本理念	10
	（1）生活の豊かさ楽しさを創造する生活工芸が興隆するまち	
	（2）生活工芸の文化や精神が息づき国内外の人々が行き交う交流のまち	
	（3）誰もが自然と共生しながら心豊かに安心して住み続けられるまち	
2.	基本目標	11
	（1）ものづくり精神・文化の浸透と生活工芸基礎技術の習得	
	（2）生活工芸技術の継承と収入の確保・やりがいの両立	
	（3）「本質」と「補完」の区別と連携	
3.	基本方針	14
	（1）生活工芸運動に対する理解の再浸透と発信	
	（2）人材育成と技術の向上・継承	
	（3）定住の促進	
	（4）交流人口（観光客）の拡大と交流の促進	
	（5）所得の安定化・向上	

4. 生活工芸村づくり事業.....	15
事業1. 町民の理解醸成と推進体制の構築.....	17
(1) 町民の理解醸成と幅広い世代への「生活工芸運動」の浸透	
(2) 日常生活での積極利用による生活工芸村の持続化	
(3) 推進体制の構築	
事業2. 「三島町生活工芸アカデミー」の開講.....	20
(1) 開講の目的	
(2) カリキュラム	
(3) 受講中の生活支援	
(4) 受講生募集に関する周知	
事業3. しごと創出と実践環境の整備.....	23
(1) 仕事の創出・提供	
(2) 担い手が住み続けられる環境づくり	
(3) 世話人の確保と受入体制づくり	
事業4. 「奥会津三島 生活工芸の郷（仮称）」の形成.....	25
(1) 「工人の館」の改修による生活体験・交流の場の整備	
(2) 作り手のための工房兼住宅建設の検討	
事業5. 商品開発と材料の安定調達.....	26
(1) 商品開発	
(2) 材料の安定的調達	
5. 実施スケジュール.....	28
巻末資料.....	29

I はじめに

1. 構想の目的

三島町では、昭和 56 年に取り組みを始めた生活工芸運動（次項参照。）により、自然と共生しながら暮らす「ものづくり精神・文化」を生かし、会津桐や奥会津編み組細工の産地として振興してきたが、林材価格の低下による林業離れや担い手の高齢化などによって後継者が不足し、産地存続、さらには精神文化の存続・継承が危ぶまれる状況となっている。また、福島県下で最も過疎化が進む当町においては、大規模事業所もなく雇用の受け皿も少ないことなどから、進学や就職を機に町を離れる若者が多く、人口減少が加速度的に進んでおり、この流れは今後もとどまることはないと思込まれる。こうした状況により、地域の活力とコミュニティの維持、さらには安心して暮らし続けられる環境の維持が危惧される状態となっており、地域を支える若者の定住促進による地域を支える人材の確保が喫緊の課題となっている。

一方で、奥会津の文化の中で、編み組細工を始めとする生活工芸の技術を習得したいという都市住民も複数出てきており、彼らに生業と住生活環境を提供し、生業などを収入とする“しごと”の確立を支援・促進することにより、山村地域でも生計を立て、定住に結びつく可能性が芽生えてきている。

こうした背景を踏まえ、当町最大の地域資源ともいえる生活工芸を核としたまちづくりを進め、担い手の育成と雇用の創出を図りつつ、若者の定住と地域の活性化に資することを目的に、本構想を策定する。



<山村の風景（浅岐地区）>

2. 生活工芸運動の系譜

◆生活工芸運動とは（昭和 60 年 3 月 三島町振興計画後期基本計画より抜粋）

三島町の人々の暮らしは、古くは食べ物も生活のための用具も全て自給自足によるものであった。優れた民具や民芸品は厳しい自然と生活の中から生まれ、今でもその技法は農具等に多く見ることが出来る。生活が近代化された現在でも、物によっては立派に生活用品として暮らしの中に生かされている。これらの優れた民具や民芸品も今では商品として取り扱われることは少なく、ややもすれば工芸品としては質の低いものとして見られがちであったが、近年の本物志向によりこれらの民具類を含め工芸品がその価値を見直され、現代生活の中に再び生かされて来ている。しかし、昨今の伝統工芸技能者の高齢化は、技能者の減少につながり大きな問題である。

生活工芸運動は、このような状況下にあって優れた工芸技術の伝承と、本町の特産会津桐をはじめ、自生する草木資源や杉・松等の木材資源を生かして、生活工芸品づくりを進め日常生活の中に採り入れ都会には無い山村らしい生活の豊かさ楽しさを創造してゆくものである。また、現代生活にマッチした生活工芸品の研究を進め、その中から商品価値のあるものを生み出し、市場性を高めてゆくことにより地域経済の活性化を促し、人口流出により失った本町の活力を再び取り戻す運動である。

（１）近代までの生活

当町の奥会津編み組細工は、縄文時代晩期後半（約 2400 年前）の遺跡である「荒屋敷遺跡」から木製品や繊維製品、漆製品とともに編み組製品が出土したように、古代から、生活に必要な道具は、自然の材料を用いて自らの手で作られてきた。雪深い当地域では、冬の間、家々で囲炉裏を囲み、話をしながら編み組細工を作る中で、家族の絆が強く結ばれ、技術と知恵、歴史・文化が脈々と継承されてきたといえる。

（２）戦中・戦後

昭和 15 年から始まった国鉄只見線の工事及び宮下水力発電所の建設により、昭和 25 年には人口が 7,721 人のピークを迎えたが、工事の終了とともに人口は減り始めた。その後、昭和 30 年に旧宮下村と旧西方村が合併し、昭和 36 年の町制施行により現在の三島町になったが、折しも、わが国では高度経済成長期を迎え、若年層を中心に都市部への転出が進み、当町においても過疎化が進んだ。

（３）ふるさと運動

この過疎化の流れは止まらず、同様の課題を抱えた自治体では、大企業の工場等誘致やリゾート開発によって雇用を作り、難を逃れつつあった。当町においても企業誘致が行われたが、その成果はなかなか現れなかった。

そのような中、町が持っている農地や牧場、温泉といった大切な資源を大企業に売り渡すということに抵抗を感じていた当時の町長を中心に、自分たちで開発できる方法はないかという発想が生まれ、昭和 49 年に「個性」「活力」「定住」を当町のまちづくりの基本とする「ふ

るさと運動」が始まった。いわゆる「リゾート開発」のような大企業が有する大資本によって都市と農村とを結ぶのではなく、結ぶ媒体として「個人」を対象にしたのである。つまり、都市に住む故郷のない人たちや自然を愛する人たちに、当町を「ふるさと」として来訪してもらうという都市農村間交流事業の実施である。この運動の目的は、都会の人々に特別町民になってもらい、その特別町民が有する知恵や知識、経験等を生かし、町民と特別町民が一緒になって過疎化が進む町の地域づくりを推進していくことにあった。

また、このふるさと運動は、西方地区を始め一部の地区・住民を中心に行われたため、他地区でも展開可能で町全体の活性化に資する運動が模索されることになり、その後、三島フォーラムも相まって「有機農業運動」「生活工芸運動」「地区プライド運動」及び高齢者を中心に心身ともに健康な社会を目指す「健康づくり運動」が生み出されていくこととなった。

（４）生活工芸運動

ふるさと運動が始まってから、当町には様々な人々が訪れるようになったものの、町の過疎化に歯止めがかかることはなかった。これは、ふるさと運動は地域資源をいかに都市住民に活用してもらい、地域の所得につなげられるかという対外的な側面を持つものであったからである。

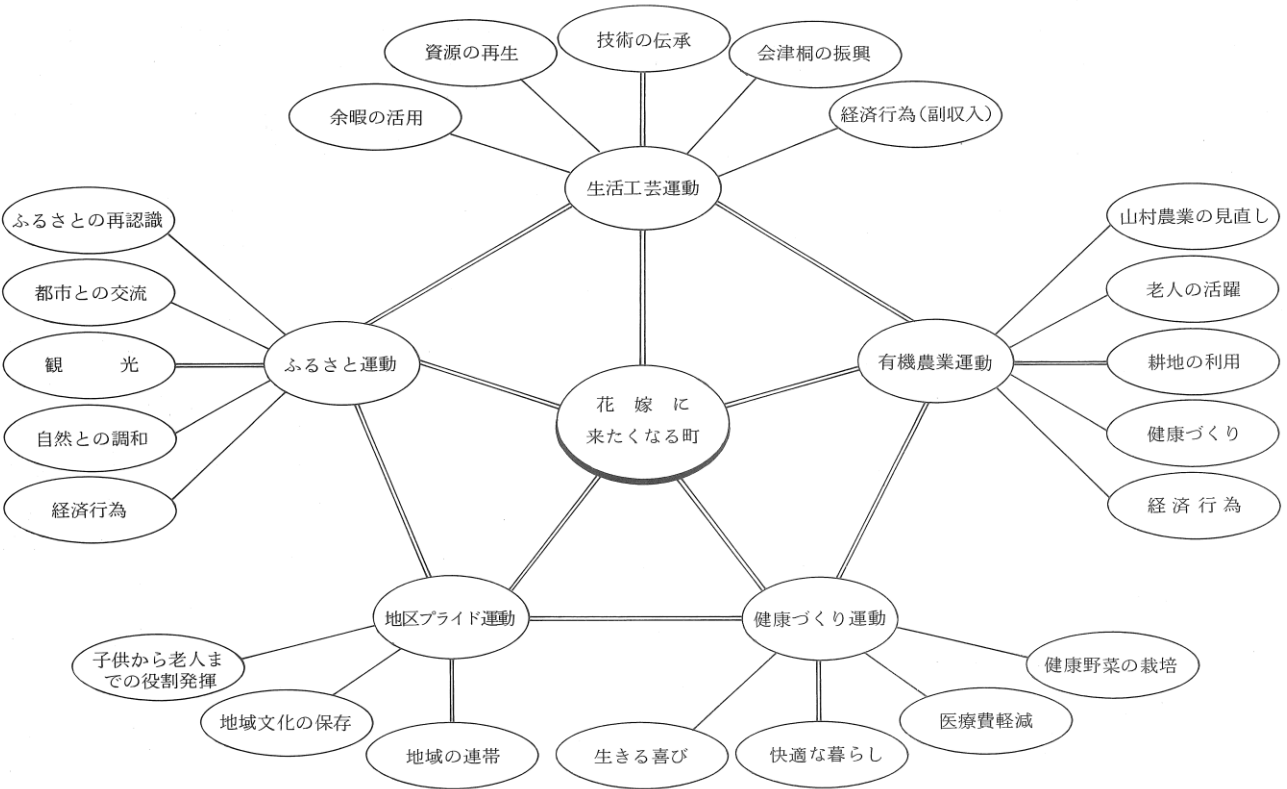
そのような中、ふるさと運動の推進に向け開設された町民参加による三島フォーラムでは、「雪深い当町において、楽しく生活するにはどうしたら良いだろうか」というテーマで話し合わせ、結果として、雪の中で生活し今日の町の文化を築いた祖先の暮らし方に学ぶことと結論付けられた。昭和 56 年には、千葉大学の宮崎清氏と当時の佐藤町長との話し合いの中で、町内に古くから受け継がれている農作業用具や生活用具などの「ものづくり」が着目され、これを地場産業として育成した後、地域振興に生かせないかということになった。

この折、「三島町生活工芸憲章」が次のように定められ、暮らしの中から生まれた伝統的なものづくりの技と豊かな自然を現代の生活にも生かしていく「生活工芸運動」が展開されるに至った。

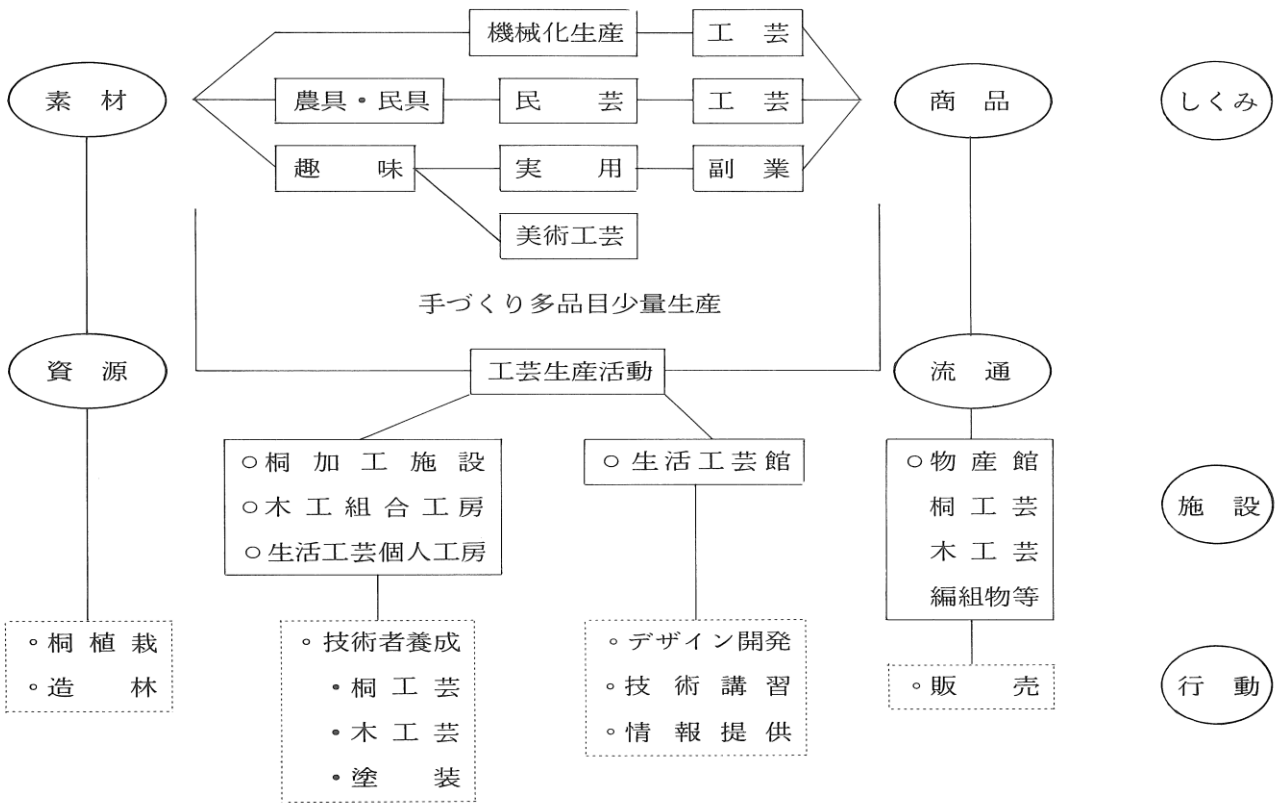
- ・家族や隣人が車座を組んで
- ・身近な素材を用い
- ・祖父の代から伝わる技術を活かし
- ・生活の用から生まれる
- ・偽りのない本当のものを
- ・みんなの生活のなかで使えるものを
- ・生きる喜びの表現として
- ・真心を込めてつくり
- ・それを生活のなかで活用し
- ・みずからの手で生活空間を構成する

＜三島町生活工芸憲章（昭和 56 年 4 月制定）＞

■(参考)三島町のまちづくり—第一次三島町振興計画後期基本計画（昭和 61 年度～）—から



■(参考)生活工芸運動の構造（同）



このように「生活工芸運動」には、地元で採れる材料を利用して、昔から伝わるものづくりの技術により真心を込めて作り、現在の暮らしに生かすことにより豊かな山村の生き方を追求するという精神運動と、身近で採れる自然素材を活用して収入につなげるという地場産業としての両面が備わっている。すなわち、生活工芸運動には、町の地域資源といえる伝統的なものづくり文化を現代に引き継ぎ、山村らしい生活の豊かさ楽しさを創造していくとともに、地域活性化に結び付け、産業の核として発展させたいという想いが込められている。

ふるさと運動（＝交流人口の拡大）

- ・過疎化、高齢化が進んだ町の活性化策としての取り組み
- ・「特別町民制度」と「ふるさとの家」を核とした都市と山村の交流事業



生活工芸運動

- ・町内に古くから受け継がれている「ものづくり」に着目
- ・精神運動（町民がものづくりを通して山村の生活を楽しむ）と地場産業（地域資源を生かした産業づくり）の観点
- ・運動の拠点となる「生活工芸館」の建設

具体的には、昭和 56 年から毎年開催されている「三島町生活工芸品展」では、町民の作品が数多く出品され、昭和 62 年から開催されている「ふるさと会津工人まつり」では、町内外から百名以上の作り手が集まり、ものづくりを通じた交流の輪が全国に広がり、現在に至っている。

昭和 59 年には、生活工芸の一翼を担う桐による振興を図るため、町が木材加工施設を建設し、翌年からは、両沼西部森林組合（現：会津桐タンス株式会社）による操業が始まり、今では桐の里三島を代表する工場となっている。さらに、昭和 60 年には、桐タンスや木工品・編み組工芸品などの展示・販売を行う「三島町物産館」、昭和 61 年には、会津桐等を活用した木工やヒロロなどを活用した編み組細工及び陶芸を体験できる「三島町生活工芸館（以下「生活工芸館」という。）」がオープンした。

生活工芸館の役割の大きな柱は、ものづくり体験を始め、製品デザインの開発や生活工芸品の作り手である工人の指導・育成及び生活工芸品の品質管理などであり、生活工芸館の活動によって、町内外からのものづくりを行う人々が増えた。当初の生活工芸運動では、木工を中心に家具や生活用品を製造し、町内で流通させることを企図していたため、編み組細工はあまり注目されていなかったが、現代風のデザインによるバッグを製作したことにより付加価値が高まり、山ブドウ、ヒロロ、マタタビなどの編み組細工の認知度が向上した。

また、昭和 60 年には、木工グループ「木友会」の発足を始め、編み組グループ「糸へん会」「草木染めの会」がそれぞれ発足し、各分野におけるものづくりの取り組みを通して、生活工芸運動の担い手となっている。さらに、これらの団体が礎となり、平成 13 年 4 月に生活工芸運動のまちづくりを目指して「三島町生活工芸運動友の会（以下「友の会」という。）」が発足した。友の会は、「ヒロロ部会」「山葡萄部会」「マタタビ部会」「木工部会」「染物部会」「美術工芸部会」及び誰でも入会できる「作り手と結ぶ会」から構成され、現在に至るまで

活動が展開されている。友の会には、実際に生活工芸品を製作しない会員も含まれ、作り手を支援する人もメンバーとなっている。結成当初、「高齢者の小遣い稼ぎ」という認識で多くのメンバーが参加した経緯があり、年間 10 個程度を製作して販売する作り手が多く、「これだけで食べていける仕事」という認識は定着していない。

平成 12 年には、町が国立台湾工芸研究所と友好交流協定を結び、国際的な交流促進に向けた取り組みも開始している。平成 15 年 7 月には、編組品を製作する工人等が、生活の用として培われた製作技術を継承発展させ、伝統的工芸品産業の振興を図り、もって地域の経済

及び文化の発展に寄与することを目的とした「奥会津三島編組品振興協議会^{へんそひん}」が設立され、同年 9 月には、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき、「奥会津編み組細工」が経済産業大臣指定伝統的工芸品に指定され、全国的にも当町の編み組細工の知名度が高まる要因の一つとなった。平成 29 年 3 月現在、同法に基づく伝統工芸士（注）には、10 名が登録されている。

（注）伝統工芸士とは

（財）伝統的工芸品産業振興協会（伝産協会）において、「若者にやりがいと目標を与える制度」の一環として、平成 4 年 9 月 17 日付け通商産業省官報告示「伝統的工芸品等の製造に関する知識、技術及び技法の審査・証明事業認定規定」に基づき、経済産業大臣指定伝統的工芸品及び工芸用具又は工芸材料の製造に従事する者を対象に「伝統工芸士認定試験」を実施し、合格した者を「伝統工芸士」として認定している。



＜奥会津編み組細工＞

■ふるさと運動・生活工芸運動の関連年表

昭和47年	・三島町観光協会設立
昭和48年	・「第1回観光土産品コンクール」開催（以後10回開催） ・ふるさと運動の概要が日本経済新聞全国版に紹介される
昭和49年	・「ふるさと運動」始まる
昭和51年	・観光施設等の管理運営を行う「社団法人ふるさと振興公社」が第3セクターとして設立 ・温泉宿泊施設「三島町老人休養ホーム ふるさと荘」完成
昭和55年	・「ふるさと東京ユネスコ協会三島支部」発足
昭和56年	・第一次三島町振興計画で「文化の香り高い工芸の町」を提唱 ・「生活工芸運動」始まる ・三島町生活工芸憲章を制定 ・千葉大学による三島町の工芸品調査を実施 ・「第1回三島町生活工芸品展」開催（以後毎年開催）
昭和57年	・「第1回三島フォーラム」開催（以後10回開催） ・千葉大学と会津短期大学（現：会津大学短期大学部）による三島町の工芸品調査を実施 ・「有機農業運動」始まる
昭和58年	・国土庁「伝統工芸の里づくり事業」に指定 ・生活工芸研究所を西方地区に開設 ・「地区プライド運動」「健康づくり運動」始まる
昭和59年	・「木材加工施設」完成
昭和60年	・木工グループ「木友会」発足 ・農林産物加工品等展示販売施設「三島町物産館」完成
昭和61年	・「三島町生活工芸館」完成
昭和62年	・「第1回ふるさと会津工人まつり」開催（以後毎年開催）
平成2年	・編み組グループ「いとへん会」発足
平成3年	・貸工房「工人の館」完成
平成5年	・「草木染めの会」発足
平成7年	・広域交流拠点施設、民技伝承「三島町交流センター 山びこ」完成
平成9年	・会津総桐タンスが福島県の伝統的工芸品に指定 ・「会津桐タンス株式会社」が第3セクターとして設立
平成10年	・「生涯学習センター カタクリ」開設
平成12年	・「生活工芸運動推進会議」発足 ・「国立台湾工芸研究所」と友好交流協定を締結
平成13年	・「三島町生活工芸運動友の会」発足
平成14年	・道の駅「尾瀬街道みしま宿」完成 ・「てわっさの里みやした」始まる ・「みしま工人郷」始まる
平成15年	・「奥会津三島編組品振興協議会」発足 ・ヒロロ、山ブドウ、マタタビ細工が「奥会津編み組細工」として国及び県の伝統的工芸品に指定
平成16年	・三島町の取り組みが「毎日・地方自治大賞」最優秀賞を受賞
平成24年	・「日本で最も美しい村」連合に加盟
平成28年 （現在）	・「第30回ふるさと会津工人まつり」開催（30周年記念セレモニーを実施） ・伝統工芸士制度により、10名が認定登録

3. 地方創生及び生活工芸運動を取り巻く課題

(1) 地方創生を取り巻く課題

①人口減少・高齢化

当町の人口は、昭和 25 年の 7,721 人をピークに減り続け、平成 27 年国勢調査では、人口が 1,668 人、人口減少率が福島県下最も高い 13.4%（東日本大震災による被災地を除く）となり、さらに、65 歳以上の高齢者は 844 人、高齢化率は 50.6%となるなど、著しい過疎と高齢化が進んでいる。

将来の人口に関しては、2040 年（平成 42 年）には約 600 人（日本創生会議推計）まで減少するとの推計もあり、今後も人口減少の流れはとどまることなく将来に亘って大幅な減少の見通しとなっている。

②働く場の不足

義務教育又は高等学校卒業後、進学や就職を機に多くの町民が町外に転出してしまう状態にあるが、その主な原因として、当町には雇用の受け皿となる事業所が少ないことが挙げられる。また、事業経営者の高齢化や人口減少に伴うサービス利用者の減少等により、今後も事業所や就労の場が減少していくおそれがある。

③生活利便性の低下

人口が多かった時期に比べて、日用品を取り扱う店舗や飲食店が減少し、買い物等の不便さが増している。また、公共交通や道路整備など生活基盤に係る行政サービスについては、財政面からの効率化に伴う削減が進み、今後、生活の利便性の低下につながることを懸念される。

④財政不安

人口減少、特に生産年齢人口の減少に伴い、自主財源となる住民税を中心とした税収確保の先行きが厳しい状況となっている。当町では、歳入となる財源の多くを国からの地方交付税に依存しており、今後の国と地方の税のあり方の見直しにより、歳入はますます厳しさを増すと考えられる。また、施設の老朽化に伴う修繕費や社会保障費の増大といった歳出の増加も懸念されており、歳入と歳出の両面で、財政不安が増している。

⑤地域コミュニティの衰退及び機能低下

人口の減少、施設・建物等の老朽化、空き家の増加などに伴う景観の悪化や地域活力の低下により、地域コミュニティの衰退や機能低下につながることを懸念される。

(2) 生活工芸運動を取り巻く課題

①担い手の不足

旧来、生活工芸品の製作は、冬の手仕事として、作り手である高齢者に師事したり、家庭の中で習得したりしながら多様な世代が担っていたが、近年では、生涯学習として「ものづくり」を選択する方や時間の余裕がある方が担い手の中心となっている。このため、中長期

的な視点から、担い手の高齢化と人口減少に伴う作り手自体の減少に対する新たな担い手の確保や参加機会の創出が求められている。

②町の精神・伝統技術の消失の恐れ

担い手の減少に伴い、厳しい自然環境の中で培われてきた生活工芸に関する精神文化や歴史、伝統技術が途絶える懸念が生じている。特に、高度経済成長やエネルギー革命による生活利便性の向上を通して、町民の自然との共生に対する意識も大きく変わってきていることもあり、先人たちが培った自然とともに生きる知恵と技術を、途絶えることなく引き継いでいくことが求められている。

③編み組細工に係る材料不足

編み組細工の中でも、特に山ブドウ細工は、作り手の製作意欲が高い状態にある反面、材料の不足により製作できない状況にある。現在の生産量を維持し、今後、作り手を増やし、生産量の増量を目指していくためにも、安定的に材料を調達できる環境を整備していくことが求められている。

④所得の向上

現在の当町の作り手は、年間 10 個程度の生活工芸品・編み組細工を製作し、生活費の足しにする「小遣い稼ぎ」といった目的で製作している人が多くを占めているといえる。今後、新たな担い手が、生活工芸を「仕事」としていくためには、「小遣い稼ぎ」から「生業や副業レベルの所得」に所得水準を向上させていくことが求められている。

Ⅱ 生活工芸村構想

1. 生活工芸村づくりの基本理念

◆生活工芸村とは

生活工芸村構想では、「生活上、必要な道具を自ら作り出す」生活工芸によりものづくり精神が培われ、生活工芸運動により現代の生活に継承され、生活工芸が地場産業として育成されてきた当町のことを「生活工芸のまち」と定義し、「生活工芸村」と位置付ける。

また、この生活工芸村を形成していくまちづくりのことを「生活工芸村づくり」というものとする。

なお、同構想における「生活工芸」の対象は、当町の特産である会津桐を始め、杉・松等の木材資源や自生する草木資源を生かした編み組細工、木工、陶芸、染織、漆器などのものづくりを指すものとする。

(1) 生活の豊かさ・楽しさを創造する生活工芸が興隆するまち

高度経済成長期以降、当町において積極的に展開されてきた「ふるさと運動・生活工芸運動」を人・文化・産業・情報の面からさらに発展させ、「必要なものは自らつくる」といったものづくり精神の宿る「生活工芸」を改めて見つめ直すことにより、生活の豊かさ・楽しさを創造する生活工芸が興隆するまちを目指す。

(2) 生活工芸の文化や精神が息づき国内外の人々が行き交う交流のまち

当町の先人たちにより培われ、守られてきた生活工芸の文化や精神を国内外に発信し、当町を訪れる観光客等に対して、生活工芸の体験と町民との交流の機会を提供・創出することにより、生活工芸を軸とした国内外の交流の広がりが増していくまちを目指す。

(3) 誰もが自然と共生しながら心豊かに安心して住み続けられるまち

町民はもとより、当町の歴史文化や自然環境、山村生活などを十分に理解する人々が、町に定着し、編み組細工を始めとした生活工芸技術が継承されつつ、産業の発展による地域経済の活性化が図られることにより、雪深くも恵み多き自然と共生しながら心豊かに安心して住み続けられるまちを目指す。

2. 基本目標

基本理念の実現に向け、ものづくり精神・文化の浸透と生活工芸基礎技術の習得を土台に、生活工芸技術の継承と収入の確保・やりがいを両立させ、自然と共生し、ものづくり精神の宿る生活工芸のまちを形成し、若者定住につなげていく。

(1) ものづくり精神・文化の浸透と生活工芸基礎技術の習得

現在の生活工芸運動の取組状況に鑑み、より多くの人が生活工芸の本質を学び教わることにより、生活工芸村の土台となるものづくり精神・文化の浸透と生活工芸の基礎技術の習得を図っていく。

①ものづくり精神・文化の共有

現在の作り手と新たな担い手に加え、すべての町民が、生活工芸運動が当町のものづくり精神・文化の象徴であることの理解の共有を図っていく。これにより、ものづくり精神及び町の誇りを醸成し、町全体が生活工芸村であるという共通認識に基づくまちづくりにつなげていく。(次頁、構成イメージ図の底面に当たる)

②基礎技術の浸透及び機能等の改良

生活工芸品づくりの基礎・標準技術を共通化した上で、多様な工芸品づくりにおいて必要となる技術の習得を図る。また、標準技術として最低限の技術の浸透を図るため、現在の作り手においても製作に必要な基礎・標準的な技術を確認するとともに、製品が有する機能等を改良・改善することの重要性についても浸透させていく。(次頁、構成イメージ図の底面に当たる)

(2) 生活工芸技術の継承と収入の確保・やりがいの両立

伝統的な生活工芸の担い手の確保・育成と若者を中心とする担い手の定住に向けた収入確保の取り組みを的確に編み組みながら、先人たちの知恵と技術の賜物である生活工芸技術と生活工芸品を継承し、織り成していく。

①伝統的で熟練・高度な生活工芸技術の継承

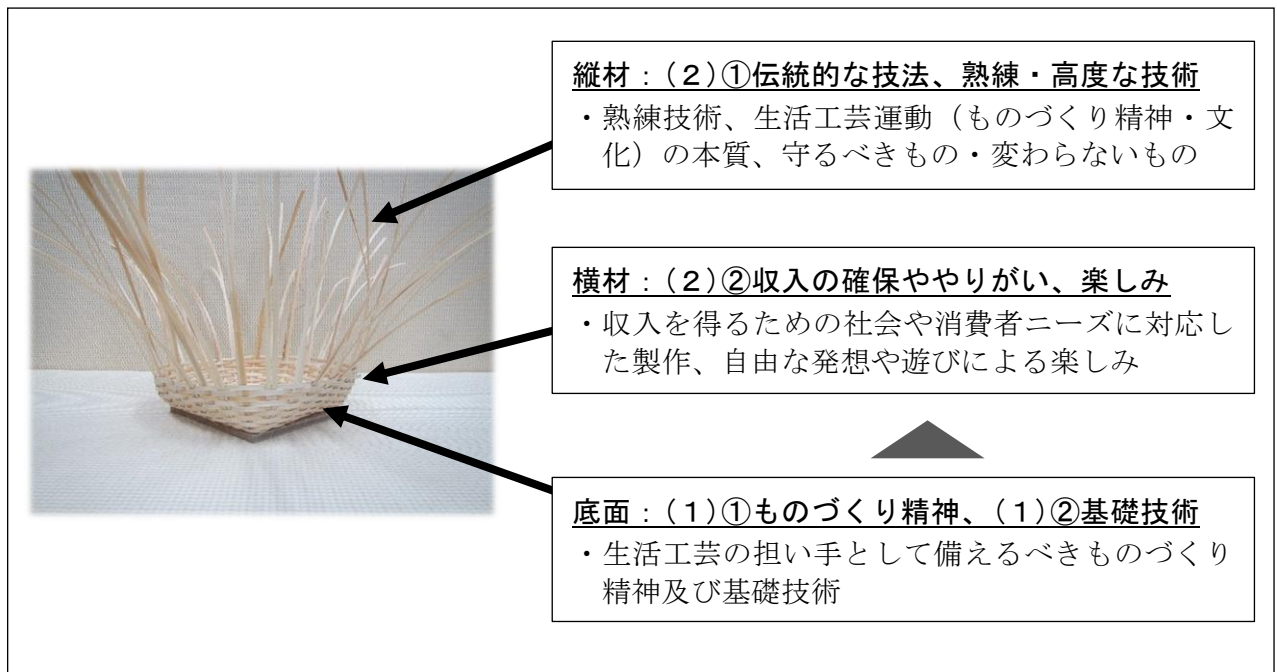
当町の自然との共生・ものづくり精神の象徴ともいえる生活工芸運動について、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき、伝統工芸士や経験豊富な作り手を中心に、生活工芸品を生み出す技や知識を守り、次の世代に継承していく。現在、伝統工芸士や経験豊富な作り手は限られ、高齢化し、次の担い手が不足していることから、町民に限らず、当町の自然や歴史、精神文化を理解する人を積極的に受入れ育成していく。(次頁、構成イメージ図の縦材に当たる)

②暮らしていくための収入の確保とやりがいの追求

生活工芸は「生活上、必要な道具を自ら作り出す」ものであるが、経済構造の変化とともに生活様式も変化し、現在においては、生活に必要な収入を得ることが不可欠となって

いる。このため、編み組細工を始めとした生活工芸品に対する国内外の高いニーズを生かし、商品の付加価値の向上や販路の拡大、生産環境の整備等を行い、生活工芸の担い手が定住できるための安定した収入を確保できる環境づくりを行う。あわせて、生活工芸の担い手であることに誇りを持ち、楽しみながら製品をつくり、技術を継承していけるよう、交流や情報発信などを通して、やりがいを感じられる環境づくりを行う。(構成イメージ図の横材に当たる)

■基本的な考え方（構成イメージ図）



(3) 「本質」と「補完」の区別と連携

生活工芸の目的としての「技術」と「収入の確保・やりがいの追及」の区別に基づき、材料確保や生産活動、販売活動などの各段階において、「本質」と「補完」を明確に区別（下図参照。）した上で、各々がその目的を達成するよう促すとともに連携を図っていく。すなわち、生活工芸における、作り手（担い手）と使い手（消費者）の両方のすそ野を広げつつ、技術の高度化を図りながら、生活工芸を継承していく。

■ 「本質」と「補完」の区別と連携による生活工芸の継承

段階	「本質」：本来の姿	「補完」：本質を支えるシステム
①目的	<技術> 自身が使用するため	<収入の確保・やりがいの追及> 使い手（消費者）のため 自身の生活資金を得るため
②材料調達 <材料確保>	自生している草木等を 自身で採取・処理・加工	栽培・保護管理 代理又は共同採取 処理・加工して提供
③作り手 （担い手） <生産活動>	自身	町外の希望者
④使い手 ・ 製品 <販売活動>	自身 機能性を追求した 生活のための用具	消費者 現代の生活スタイルや 素材・消費者のニーズ に合わせた製品

生活工芸の主体となる「作り手（担い手）」と「使い手（消費者）」の両方のすそ野を広げつつ、技術の高度化を図りながら、継承していく。

3. 基本方針

(1) 生活工芸運動に対する理解の再浸透と発信

生活工芸技術や生活工芸品を単に継承してだけでなく、町民が、生活に必要と考えるモノ・コトを自らが作って利用するといったものづくり精神や自然との共生の理念を改めて理解・共有し、町全体が、空間やモノ、文化といった多様な面で生活工芸を織り成す生活工芸のまちであるという認識の下、ものづくり精神の宿る「生活工芸村」を国内外に発信していく。

(2) 人材育成と技術の向上・継承

町民に限らず、町の文化・生活を理解し、これらに馴染んだ町外の人材を対象に、ものづくり精神や基礎技術を教えることにより、生活工芸の担い手として確保し、育成を図っていく。あわせて、これまで教わる機会が得られなかった町民に対しても基礎技術から学ぶことができる門戸づくりを進め、相互に技術を教え高め合う環境を提供する。

これらによって、幅広い担い手が学習できる機会づくりと技術の向上の場の確保を進めながら、技術を有する人材の確保と育成を図っていく。

(3) 定住の促進

生活工芸の担い手が、町内で安定して暮らしていけるよう、関係者の協働により希望に応じた仕事の確保に努める。生活工芸に関わる仕事とともに、生活していくための仕事の創出や紹介についても積極的に行っていく。また、地域で安心して暮らし続けられるよう住環境の整備・維持を図るとともに、町外からの移住者や若者などが地域住民と交流し、相互扶助により暮らし続けていけるよう、受入体制づくりや住宅の確保に対する支援等を行っていく。

(4) 交流人口（観光客）の拡大と交流の促進

生活工芸品については、作り手が自らの生活のために製作するものであるが、近年、全国から生活工芸品を買い求め、また、作り手との会話や交流を求め、当町を訪れる人が増え続けている背景を受け、地域活力の向上や地域への経済効果の観点からも、交流人口（観光客）の拡大を図りながら、より深い交流を促すことにより、当町やものづくり精神・生活工芸品に対するファンの増大を図っていく。

(5) 所得の安定化・向上

担い手が町内に住み、生活工芸品づくりを中心とした仕事によって安定した生活をしていけるよう、生活工芸品そのもの及びその製作工程の付加価値の向上を図り、収入の確保につなげる。また、編み組細工を核とする生活工芸村構想の実現に向けては、材料の面において、特に山ブドウの樹皮については、原材料として生長するまでに数十年の期間を要するなど、原材料の持続的・安定的な確保が重要であり、不可欠となる。

このため、原材料の栽培を進めながら、効率的な材料入手・加工・分配方法についても確立し、材料不足が原因となって作りたい人・作りたい量を制限することがないように、安定的に材料を確保できる体制や環境を構築していく。

4. 生活工芸村づくり事業

基本方針に基づき、生活工芸村づくりに向けて次の事業を展開する。

基本方針	事業
1. 生活工芸運動に対する理解の再浸透と発信	⇒ 1. 町民の理解醸成と推進体制の構築
2. 人材育成と技術の向上・継承	⇒ 2. 「三島町生活工芸アカデミー」の開講
3. 定住の促進	⇒ 3. しごと創出と実践環境の整備
4. 交流人口（観光客）の拡大と交流の促進	⇒ 4. 「奥会津三島 生活工芸の郷（仮称）」 ^{（注）} の形成
5. 所得の安定化・向上	⇒ 5. 商品開発と材料の安定調達

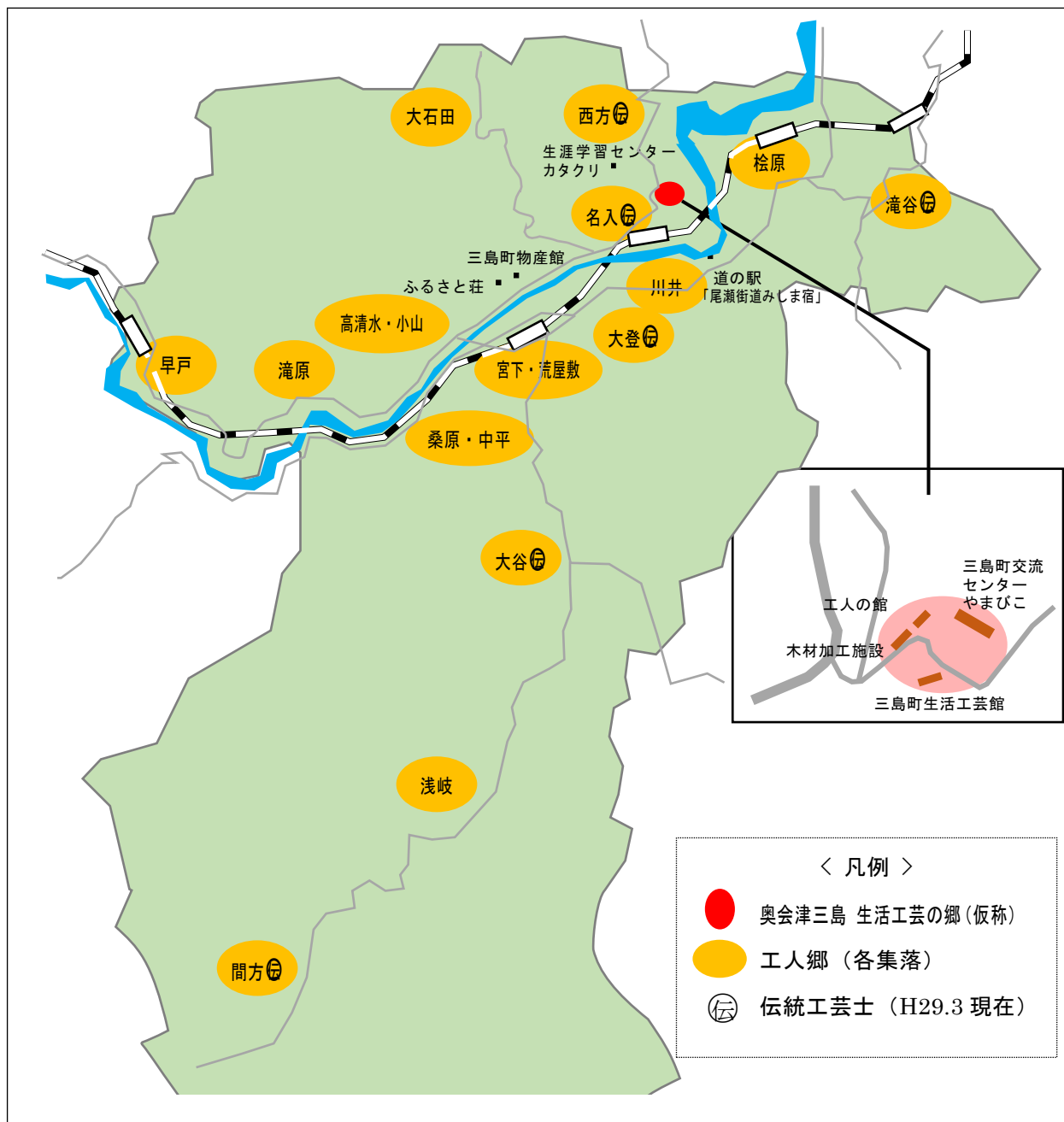
（注）「奥会津三島 生活工芸の郷（仮称）」とは

「生活工芸のまち」であり「生活工芸村」でもある当町において、生活工芸運動を推進してきた拠点である「三島町生活工芸館」、「工人の館」及び「木材加工施設」が立地する地域（エリア）を生活工芸村の象徴エリアとして、「奥会津三島 生活工芸の郷（仮称）」と位置付ける。



＜編み組細工の材料（モワダ）づくりの様子＞

■生活工芸村形成イメージ図



事業 1. 町民の理解醸成と推進体制の構築

(1) 町民の理解醸成と幅広い世代への「生活工芸運動」の浸透

生活工芸村構想の実現のためには、町民の理解が不可欠であり、周知徹底により、『三島町＝ものづくり、生活工芸のまち＝生活工芸村』であるという共通認識の醸成を図る。

生活工芸を取り巻く精神文化や技術については、「三島町生活工芸アカデミー（以下「アカデミー」という。）」による町外からの受講生及び修了後の移住者に限らず、子どもから高齢者までの幅広い町民を対象として「生活工芸運動」の浸透を図っていく。

このため、アカデミーでは、「生活に必要なものは自ら作る」といった生活工芸・ものづくりの精神文化や技術などについて、町民と町外者が共に学べるカリキュラムを始め、技術などを教え、教わる交流の場も設け、切磋琢磨できる環境を提供する。また、町民向けのものづくりの実践の場として、通年型のものづくり教室を実施する。

子供向けには、成長の度合いに合わせ、町の伝統文化に触れ合う機会を設ける。また、小中学校の授業においては、総合的な学習の時間を活用し、町内の歴史や文化、生活工芸の技術を学ぶ機会を継続していくとともに、ものづくりの体験教室の実施にも力を入れ、当町のものづくり文化に対する誇りと関心を醸成し、将来の担い手につなげていく。

さらに、「伝統工芸士」の受験資格に満たない者を対象とした段位認定制度などの創設を検討し、技術レベルの可視化による町民のものづくり技術の向上につながる環境を整備する。

(2) 日常生活での積極利用による生活工芸村の持続化

ものづくりについては、積極的にモノが利用されることにより、その価値が高まり、経済的にも作り手の生活の安定につながることから、町内で生み出されたモノを積極的に利用・消費するよう促していく。

町民の利用のみならず、新規移住者への特典としての桐製品や食器及び生活工芸品の贈呈のほか、飲食店・宿泊施設における食器としての利用、公共施設の内装・しつらえとしての活用など、生活工芸品の幅広い利用を促進することにより、「生活工芸村」の持続化を図っていく。

(3) 推進体制の構築

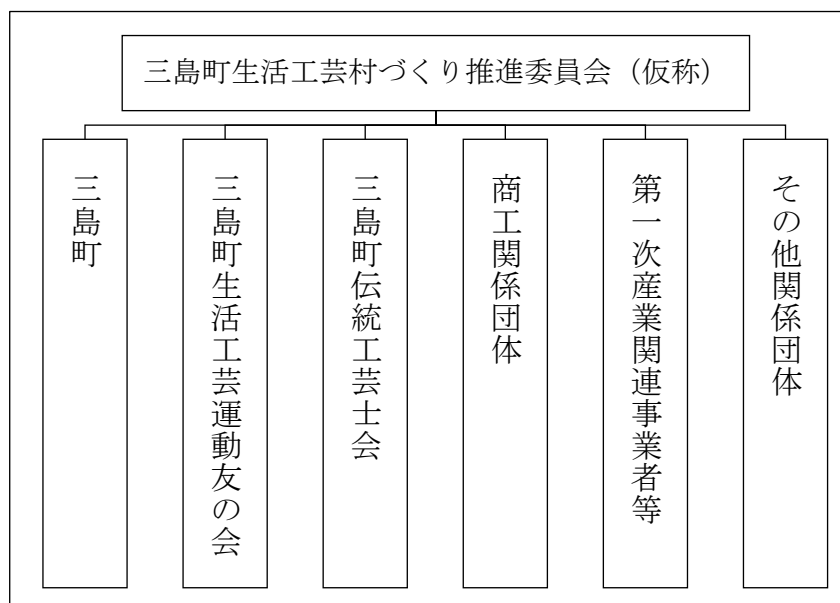
生活工芸村構想を着実かつ計画的に推進するための体制を次により構築する。

①協議体制の構築

生活工芸村構想の実現には、町民の理解の下、関係機関の協力が不可欠であるため、民・官連携による「生活工芸村づくり推進委員会（仮称）（以下「委員会」という。）」を組織（次頁参照。）し、事業計画の策定や予算・人材の確保に向け、町民、作り手（担い手）、第一次産業関連事業者等（以下「事業者」という。）、各種団体及び行政等が一体となって取り組んでいく。

委員会では、生活工芸村づくり及び事業に関する協議と意思決定を行う。

■「生活工芸村づくり推進委員会（仮称）」の構成



②運営体制の構築

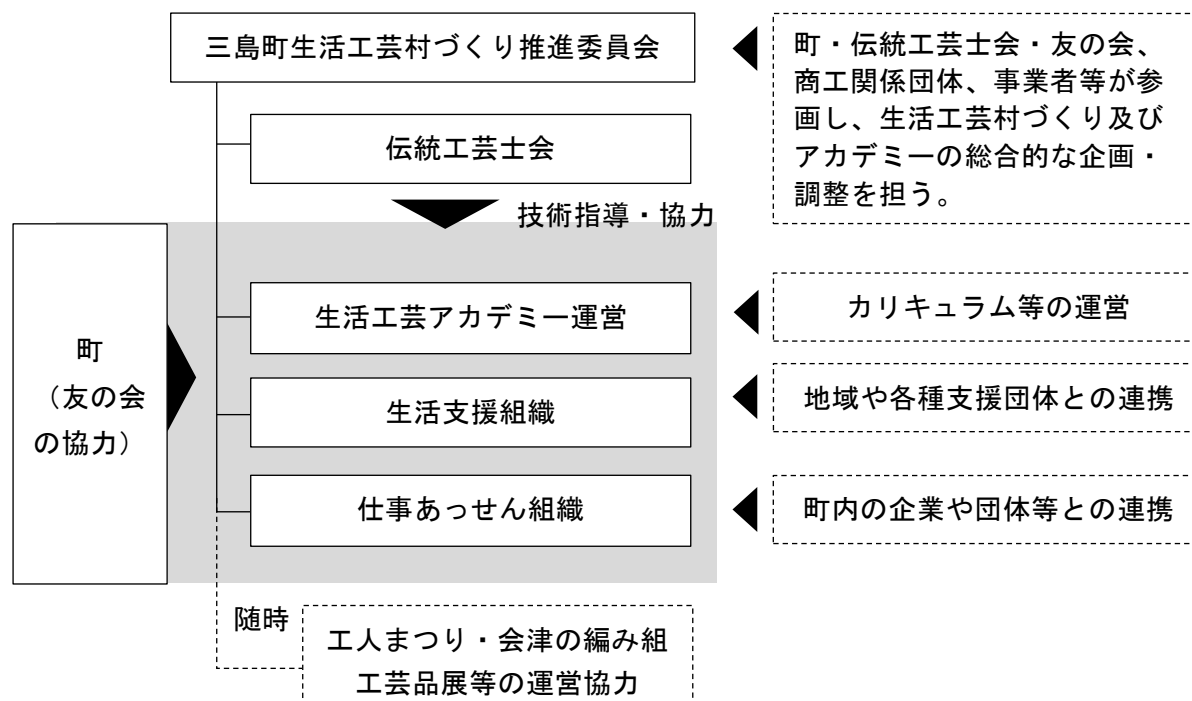
委員会の決定事項等を具体的に推進していくための運営体制を構築し、各機関・団体が明確な役割分担の下、協働し、事業を実施していく。実施に当たっては、これまで生活工芸運動の普及・振興を担ってきた友の会及び三島町伝統工芸士会（以下「伝統工芸士会」という。）との連携を密にし、効果的に事業を推進していく。

なお、当面は、町が核となり事業を推進していくが、アカデミー修了生の仕事場としての受け皿機能も視野に、将来的な運営母体の確立及び運営人材の育成・確保についても取り組んでいく。

■生活工芸村構想実現に向けた運営体制概要

項 目	内 容	推進機関・団体等
i) アカデミー運営関連		
・アカデミー受講生の募集・採用機能	・アカデミー受講生の募集に係る広報・PR及び採用	町
・アカデミーの運営機能	・アカデミーのカリキュラム編成、運営等	町、カリキュラムに係る関係者（友の会、伝統工芸士会、事業者）
・アカデミー受講生・修了生の生活支援機能	・生活上の相談及び支援等	町、居住地区
・アカデミー受講生・修了生の収入確保支援機能	・受講期間中、修了後の収入の確保に向けた紹介・調整	町（職業紹介事務）、商工関係団体
ii) 生活工芸の普及・振興関連		
・人材確保・育成機能	・町民向けの担い手育成	町、友の会、伝統工芸士会
iii) 材料の確保関連		
・材料確保機能（山ブドウ）	・長期的視点に基づく材料栽培・育成管理	町、友の会、事業者
iv) 事業予算関連		
・事業予算の確保及び監理機能	・生活工芸村構想事業に係る運営予算確保及び適正執行監理	町

■アカデミーの運営イメージ



事業2.「三島町生活工芸アカデミー」の開講

(1) 開講の目的

ものづくりの担い手に対しては、住民が自然環境や山村生活を通して自然と身に付いた「ものづくり精神」を享受し、先人たちの技術や文化を継承し、製作していくことが望まれる。しかし、作り手が高齢化する一方、仕事の手を求める若者は町外へ転出せざるを得ない状況にあり、町内での確保は期待しづらい状況にある。このため、山村生活に関心があり、生活工芸技術の継承を希望する町外者についても担い手として確保し、育成していくことが望まれる。

こうした背景を踏まえ、町内に居住し、四季を通じた農山村生活の実践及び生活工芸技術の習得並びに自然との共生やものづくりの精神を学ぶことのできる場として「三島町生活工芸アカデミー」を開講する。

アカデミーでは、山村での暮らしの理解に基づく若者定住を推進するため、町外者を中心に、当町の特産品である奥会津編み組細工を柱として、当町の歴史・伝統・文化を始め、農業・林業・その他の工芸技術を学べる環境を整備し、生活工芸基礎技術の習得に加え、時代や市場のニーズに基づく高付加価値型のものづくりに向けたデザイン力や販売力、企画力を学べるカリキュラムを編成し、実施する。また、受講生に対しては、住環境や地域コミュニティとの交流の機会を提供し、地域の中で住み続けられる環境を整備する。

あわせて、仕事づくりとして、生業等の組み合わせなど、山村で自活できるモデルづくりを進め、伝統文化の継承と都市住民を結ぶ担い手としての人材の確保を図ることにより、若者定住につなげ、持続可能な社会の実現に資する。

(2) カリキュラム

①農山村生活実践体験

- ・農林業体験 …野菜畑を中心に、田植えや稲刈りのほか、会津桐の栽培などを体験する。
- ・郷土料理体験…地域に伝わる料理体験を通して、地域の人と農とのつながりを学ぶ。

②生活工芸実践体験

- ・座学…町の歴史や生活工芸運動のほか、デザイン、地域活性化策などを学ぶ。
- ・実技…編み組細工（山ブドウ・ヒロロ・マタタビ）、木工、陶芸などの基礎的技術を学ぶ。

③町民向けプログラム

- ・子どもから若者、大人、高齢者までが、各々の関心と技術や知識に応じて学べるプログラムや受講生とともに学び体験できるプログラムを設ける。

(3) 受講中の生活支援

①住宅の提供と共同生活

受講生が、受講中の経済的な負担を抑え、かつ、地域や受講生間の交流を通じた山村生活やものづくり精神に対する理解及び生活工芸技術の効果的な習得につながり、安心して受講できる環境を整備する。

このため、受講生同士での共同生活を条件とする住宅を整備し、提供する。ただし、共同生活については、個人の自由時間を確保できるようにするなど、十分な配慮を行う。

②受入体制の構築、世話役の配置

受講生の修了後の活躍の場・仕事づくりにつなげるため、地域住民との交流の場を設けるなど地域での受入体制を構築するとともに、地域住民に対し、受入れ・交流意識の浸透を図っていく。

また、受講生が町内での生活や生活工芸技術の習得及び共同生活を行う中で様々な悩みや問題を抱えるおそれもあることから、孤立せずに町での生活に馴染めるよう、地域住民を中心とした世話役を配置する。

③非常勤短期就業等（臨時就業）による生活費の確保

受講生は、受講中に収入を得ることが難しく、ましてや町外に働きに出ることは、技術の習得や町での生活に対して支障が生じることから、町内での臨時雇用を中心とした仕事を紹介する。

具体的には、生活費・収入の確保支援として、農作業の繁忙期等における短期休講制度の設定による就業機会の提供や、企業への臨時雇用の依頼やあっせん、材料調達や製品販売等における賃金の支給などを行っていく。

◆生活工芸品づくりに係る人材のニーズへの対応の例

現状、首都圏・仙台等での編み組細工・生活工芸に関するイベントへの出展・体験交流において、作り手による実演・説明・交流の際には、主に町職員や臨時職員等が参加しているが、この機会を利用し、受講生を作り手として雇用し対価を支払うことが考えられる。

また、山ブドウの樹皮などの採取や工人まつりの運営支援など、期間限定で人手が必要となる際には、専従してもらうことも有効と考えられる。

さらに、各受講生が有する技術やネットワークを生かしてもらうことも有効であり、販売・口コミネットワークを活用した商品やイベントの PR など、各人の能力を生かし、生活工芸品を取り巻く多様な「ニーズ・働く機会」において、就業の機会の確保や提供を図っていくことが考えられる。（「兼業」といった概念ではなく、元来、多様な作業・仕事を有している「百姓」の概念。）

なお、就業の機会の確保・提供に当たっては、休講時における対応を原則とし、修了後の自立につながるものについては、カリキュラムの一部として対価無しでの取扱いとしていく。

④貸与奨学金制度の創設による生活費の補てん

受講生は、受講中に収入を得ることが難しい状態にあるため、生活費の補てんを目的とした「貸与奨学金制度」を創設する。奨学金は次の条件により貸与し、アカデミー修了後の返還を要するものとするが、町への定住による、返還免除の規程を設けることで定住の促進を図る。

■貸与奨学金制度の主な内容（提案）

貸 与 手 続 き	貸与を希望する本人が奨学生願書を町に提出
貸 与 金 額	月額5万円
支 給 方 法	毎月本人名義口座に交付（5月～3月）
返 還 手 続 き	貸与終了後、3月経過後3年以内に返還
定住による返還免除	貸与終了後、定住の意志があり、返還猶予申出書を提出した翌月から起算して5年間住民登録（居住の実態がある場合に限る。）した場合、貸与を受けた全額を免除する。

（４）受講生募集に関する周知

生活工芸の精神・文化や技術の継承と定住促進に向けたアカデミーの継続実施を図るため、町HPでの情報発信に加え、首都圏で開催される移住相談会やアンテナショップ等における積極的な広報及び勧誘を行い、受講生の定期的な確保につなげる。また、進学等を機に町外に転出した若者に対しても周知徹底を図っていく。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	数値目標（平成29年度以降）
三島町生活工芸アカデミー受講生	年間 3名程度
受講修了後の定住者数	年間 2名程度

※10年後には、受講生累積30名、定住者20名を目指す。



<ものづくりの様子・マタタビ^{ざる}づくり>

事業3. しごと創出と実践環境の整備

(1) 仕事の創出・提供

アカデミー受講生が、修了後、当町に定住していくために必要となる「しごとの場」の確保に努める。編み組細工を始めとした生活工芸品づくりで自活できるまでの間、収入の確保に関しては、関係者の共通理解の下、積極的な支援を実施していく。

また、高度な生活工芸の担い手となるためには、日々の研究・製作活動、地域住民との交流、個性を伸ばす取り組みが重要であると考えられることから、受講生個々人の有する技術や思い、受入先企業の状況や考え方に応じ、主に次の4種類の所得確保策を講じていく。

①町内事業所等での正社員としての就業

町内事業所には、修了生の受入先として、また、生活工芸品の製作活動に対する理解の下、「特定期における定時帰宅」、「週〇日の就業」、「月当たり〇日の就業」といった多様な勤務形態の実践についても協力いただき、修了生の収入確保のための仕事と製作の両立を支援していく。

事業所の中には、編み組細工や木工などの技術を生かせる部門や業務もありうることから、仕事の内容についても、事業所の理解の下で調整されることが望まれる。

②臨時社員としての就業

建設・製造業のみならずサービス業など多様な事業を行う事業所や商工会・役場等の公的機関からの求めに応じ、季節や時間条件による仕事の多寡にあわせて、臨時社員として、町内で必要となる各種「仕事」の担い手として就業する。

このため、町内での「仕事」の発生状況や事業者等からのニーズを一元化し、事業者等に仕事づくりを働きかける組織の設置や、町が保有する職業紹介事務による積極的な支援を講じていく。

この方法は、受講生に対して修了後も面倒を見ることを前提とする方法であり、生業等の組合せによる自活の実践として有効であると考えられる。

③個人事業主としての仕事の受注（起業支援）

個人事業主として、各人の有する技術やネットワークを生かし、各企業・団体等からの仕事の受注や自らによる販路の開拓などにより仕事を確保していく。

生活工芸の作り手にはこだわりを持って活動し、独立意識の高い人も少なくなく、雇用されるのではなく、自発性に基づく活動が馴染むと考えられ、アカデミー受講生においても、特に既に高い技術を習得し、デザイン能力や各種ネットワークなどを有する修了生には最も有効な形態と考えられる。

④事業化による雇用の創出（事業化支援）

材料の調達・加工や地域外への販売など、生活工芸の一連の過程における作業を新規事業として成立させることによって、修了生の就業・雇用の機会を創出する。また、事業の担い手としての企業・団体の創業を支援していくことや、町の出資等によって創業に関わ

る方法も考えられる。

以上については、修了後当初における受講生が習得した技術のレベルや受講生の活動意欲に応じて選択されるべきものである。その後においては、地域との交流状況や受入事業所との調整状況、編み組細工等の生活工芸技術及び販売力の向上の状況変化に応じて、働き方を徐々に変化・発展させていくなど、柔軟に対応していくことが求められる。

(2) 担い手が住み続けられる環境づくり

受講生が、修了後に町に定住するための居住場所の確保に努める。生活工芸の担い手としての「工房兼住宅」や工房の集積による工人郷の形成などにより、生活工芸を実践しやすい環境づくりを図るとともに、住宅の取得・賃貸等の支援や空き家の利活用に対する支援も行っていく。

また、当該地域に観光客が押し寄せ住民の生活に影響が出ないよう、PR方法を工夫し、「奥会津三島 生活工芸の郷（仮称）」に訪れたものづくりに高い関心を持つ観光客や編み組細工を始めとする生活工芸技術を学びたい人に対しては、受入れ可能な作り手と直接交流できるように情報提供を行う。

あわせて、観光客用の駐車場が少ない集落もあるため、各集会所など駐車場の確保や案内看板の設置など、受入環境の整備も進めていく。

(3) 世話人の確保と受入体制づくり

アカデミー受講生に対する生活支援に引き続き、修了後の生活においては、地域住民による世話役を中心とした交流や支援の協力を促し、安心して生活できる体制を構築していく。

事業4.「奥会津三島 生活工芸の郷（仮称）」の形成

（１）「工人の館」の改修による生活体験・交流の場の整備

生活工芸運動の拠点施設である生活工芸館を中心とするエリアを「奥会津三島 生活工芸の郷（仮称）」として、観光客やこれから生活工芸を学ぼうとする町民及び町外者が生活工芸を体感できる空間を形成する。その際、単に生活工芸に関する技術を展示・提供するのではなく、当町の生活文化を体験し、ものづくり精神を感じ取ってもらうことが重要となるため、飲食や遊び、購入などの機能も付与することで、観光客等の満足度の向上を図りつつ、「アカデミー受講生」や「移住希望者」の発掘・醸成につなげていく。

具体的には、生活工芸館に隣接する「工人の館」を改修し、工房として作り手や修了生の製作活動を行う場、観光客や使い手等との交流を行う場、生活工芸の体験教室を行う場などとして活用していく。

工人の館は、現在、収納庫付きの大部屋と小部屋があるが、生活体験・交流の場として、利用希望者が使いやすい施設に改修するとともに、利用に当たっては、年度単位の定期的な入替え制とするなどの運用方法を検討する。



＜現在の工人の館＞



＜工人の館の内部＞

（２）作り手のための工房兼住宅建設の検討

作り手やアカデミー修了生及び観光客のニーズを考慮しながら、必要に応じて、本エリアに工房兼住宅の建設についても検討していく。

なお、検討結果により、今後、建設を進める場合には、事業規模に伴う用地面積を精査するとともに、新たに取得する用地が民有地の場合は、関係者との十分な協議を行うものとする。

事業5. 商品開発と材料の安定調達

(1) 商品開発

製品である生活工芸品については、本来は「自らの生活のための用具」であり、縄文の時代から近代までは変わらず、かごや袋などが作られてきた。しかし、現在においては、高度経済成長期を経て生活様式は大きく変化し、農業・山仕事の方法も変わり、流通の発達により地域外で生産された用具・資材の調達も容易になり、過去と同じ製品を作る必要性が乏しい状況に変化してきている。

このため、現代の生活のための用具として従来にない製品を開発していくことは必然でもあり、むしろ「生活のため」という本質の面から望ましいことと捉えて、現代の生活上、ニーズのある製品（生活用品）を開発していく。

開発に当たっては、地域産業の振興面から、生活工芸品を商品として捉えながらも、長きに亘りものづくり精神により培われてきた当町のものづくりの面から、製作工程に対する商品的価値についての理解醸成を図っていくことで、生活工芸村の価値を高め、生活工芸の産地としての「奥会津三島ブランド」を確立していく。

①新たな技術による付加価値の向上、新製品の開発

生活工芸品の中でも編み組細工については、材料の採取や加工・製品に至るまでの工程・手間を要するため、高価格帯の製品であるにも関わらず、使い手（消費者）からの需要は高い。今後は、他地域で製作された製品との差別化を図り、製品開発を継続していくことにより、伝統的かつ高品質な製品として「奥会津三島ブランド」を確立させ、さらなる高付加価値化を目指す。

桐製品を含む木工品については、全国的にも同様の商品を生産する地域・企業等が多く存在し、桐タンスや国産材を用いた住宅の需要が大幅に減っていることから、様々なニーズを捉え、付加価値を高めた新たな製品開発を継続し、需要の喚起や拡大及び新規販路の開拓に努めていく。

②製作工程の付加価値の向上

生活工芸運動は、蓄積された技術とともに地域に根づく「ものづくり精神」がその根幹を成している。観光客や使い手の中には、商品としての生活工芸品を購入するだけでなく、その生活工芸品が作られた背景や作り手の技術、想い、人柄などを知るため、作り手との会話や交流を目的に訪れる人が少なくない。

このため、観光客に製作工程を見せる機会や作り方を教える機会、対話・交流する機会などを提供することで、観光客のニーズ（観光客の意思表示があるもの）やシーズ（観光客に提示することで「これがほしかった・したかった」というニーズが生まれる種）を踏まえた付加価値の高いサービスの提供を図っていく。

(2) 材料の安定的調達

編み組細工を始め生活工芸品の材料については、本来、自生する素材を作り手自身で採取し、処理・加工するなどの手順を踏むことで、素材の状態に応じた用途・デザインの着想や無

駄のない利用が可能となる。

しかし、現状においては、作り手の高齢化による材料確保の難しさや、原材料自体の入手困難もあり、計画的な栽培を行うとともに、作り手の代理又は共同により材料の採取・加工を行うことが必要となってきた。また、関係機関の理解と協力を得た上で、他地域での材料の採取や購入等による調達についても対応していく必要がある。

これらを踏まえ、生活工芸材構想に基づく将来に亘る産地の確立及び地域の活性化に向け、材料の調達については、次の取組を展開していく。

①担い手間での材料の融通の促進

編み組細工の山ブドウの材料調達は、特定の期間に各作り手又は共同採取事業として友の会において採取が行われている。しかし、高齢化により採取ができない作り手や友の会の共同採取に参加できない作り手が増えつつあることから、採取者の調達量を増やしたり、作り手間での材料を融通する仕組みを検討していく。

具体的には、担い手以外の人材（アカデミー受講生等）に採取を依頼し、一定期間内により多くの材料を採取してもらい（日当制もしくは出来高払い）、材料を必要とする作り手に販売する仕組みを構築する。これにより、調達時の不公平を是正し、販売によって得られる利益を基に、計画的な材料調達とアカデミー受講生の生活費確保にもつなげていく。

②町外からの調達

近隣町村を始め、山ブドウが自生する地域に対しては、山林所有者に材料供給の依頼や作り手による採取の申し出等を行い、自生する山ブドウを確保する。

自治体や地域及び山林所有者との協議は、町が行い、実際の採取や運搬などは、作り手で行う方法等により実践していく。

③栽培

将来に亘る材料の安定調達に向け、長期的視点での山ブドウの計画的な栽培を行うとともに、効果的な栽培方法についても研究していく。

なお、山ブドウの材料栽培事業については、町が実施し、徹底した育成管理と活用を図っていく。

④町内の山林所有者への材料確保等の依頼

モワダ・クマゴヅル・ヒロロなどについては、山林の管理を行う中で伐採・廃棄されることが多いため、町内の山林所有者に対し、材料の確保・保全及び情報提供を依頼する。

■重要業績評価指標（K P I）

項 目	数値目標（平成29年度以降）
山ブドウの新規植栽	年間 500本

5. 実施スケジュール

本構想に基づく事業に関しては、概ね次の事業スケジュールを基に、町民や担い手、事業者等との合意形成の下、観光客や消費者のニーズと実態に鑑みつつ、柔軟に見直しを行いながら、最適と考えられる事業・取り組みを効果的に展開していく。

■概ねのスケジュール（案）

	1. 推進体制	2. アカデミー	3. しごと創出	4. 「生活工芸村」	5. 材料確保
平成 28 年度	- 関係組織・団体の役割検討 - 世話役の確保 - 受講生に提供可能な仕事の整理 - 受講生共同生活活用住宅の整備	本格開講に向けた事業効果検証を目的とした模擬体験講座の実施（11/1～11/30、2/1～2/14、のべ8名がモニターとして受講）	事業者アンケート・ヒアリングによる雇用等意識調査	「工人の館」の改修内容の検討	材料調達方法の検討
29 年度	「生活工芸村づくり推進委員会（仮称）」の設置 - 受入地域（工人郷）での住宅の確保	- 本格開講（第1期生年間受講） - アカデミーの発信・PRによる次期受講生の確保	受講生の各地域での受入れ、仕事の紹介	- 同上 「工人の館」の改修（看板設置等）	- 同上 - 新たな材料調達方法による材料確保
30 年度	- 受入地域（工人郷）での住宅の確保 - 修了生の活躍	- 前期評価に基づくプログラム改良 - 修了生の活躍	同上	「工人の館」の改修（機能充実等）	新たな材料調達方法による材料確保
31 年度	同上	同上	同上	同上	同上
32 年度 （第4次振興計画後期基本計画最終年度）	- 同上 - 事業全体の総括	- 同上 - アカデミーの総括 - 今後の方向性の検討	同上	同上	同上
33 年度以降	新たな「生活工芸村づくり」の展開	新たなアカデミーの展開	同上	同上	同上

巻末資料

【三島町生活工芸村構想策定委員会】

策定委員会等実施日	内 容
平成 28 年 7 月 28 日	生活工芸村構想策定委員会 ・三島町生活工芸村構想推進プロジェクト（案） ・三島町生活工芸アカデミー ・構想策定スケジュール
平成 28 年 8 月 16 日	生活工芸村構想に関する意識調査（アンケート調査） ・町内法人事業者 24 社 ・三島町生活工芸運動友の会作り手 149 名
平成 28 年 9 月 29 日	生活工芸村構想策定委員会 ・事業者、作り手意識調査結果 ・これまでの生活工芸運動と今後の方向性（骨子案）
平成 28 年 11 月 14 日	生活工芸村構想策定委員会 ・三島町生活工芸村構想 ※初 稿
平成 28 年 12 月 7 日	生活工芸村構想策定委員会 ・三島町生活工芸村構想 ※最終稿



三島町生活工芸村構想策定委員会構成員名簿

	氏名	役職等
委員長	矢 澤 源 成	町 長
副委員長	秦 育 雄	副町長
副委員長	坂 内 洋 二	教育長
委 員	小 堀 庄太郎	会計管理者
委 員	秦 和 幸	総務課長
委 員	阿 部 ふ く	町民課長
委 員	鈴 木 庄 蔵	産業建設課長
委 員	森 田 勝	生涯学習課長
委 員	小 柴 謙	奥会津振興センター事務局長
委 員	橋 本 公 和	地域政策課長・事務局

【外部専門家】

アドバイザー	古 賀 学	松蔭大学 観光メディア文化学部 観光文化学 教授
--------	-------	-----------------------------

【有識者委員】

分野	氏名	所属・役職等
議 会	大 竹 克 昌	三島町議会 産業厚生常任委員会・副委員長
生活工芸	五十嵐 喜 良	三島町生活工芸運動友の会・副会長
生活工芸	青 木 基 重	奥会津編み組細工伝統工芸士会・会長
まちづくり	佐久間 宗 一	NPO法人まちづくりみしま・理事長
会津桐生産者	小 柴 修 一	生産者
女性作り手	渡 部 和	町民代表
移住者	岩 渕 良 太	町民代表
担い手	清 水 夏 穂	町民代表

【事務局】

所属	氏名	備考
地域政策課	板 橋 淳 也	生活工芸館長
地域政策課	舟 木 孝 治	地方創生推進係長
地域政策課	青 木 武 彦	地方創生推進係
ランドブレイン(株)	吉 戸 勝	地方活性化グループチーム長
ランドブレイン(株)	田久保 英 伸	地方活性化グループ研究員

三島町生活工芸村構想の実現に向けて

課題・目的

町を取り巻く環境の変化

- 昭和60年代に取り組みを始めた生活工芸運動により、会津桐や編み組細工の産地として振興
- 林材価格の低下による林業離れや担い手の高齢化による後継者難とこれに伴う産地存続難が顕在化
- 少子高齢化が進み、福島県下最も人口減少率が高く、若者流出が継続（少ない雇用の受け皿）

地方創生の中での可能性

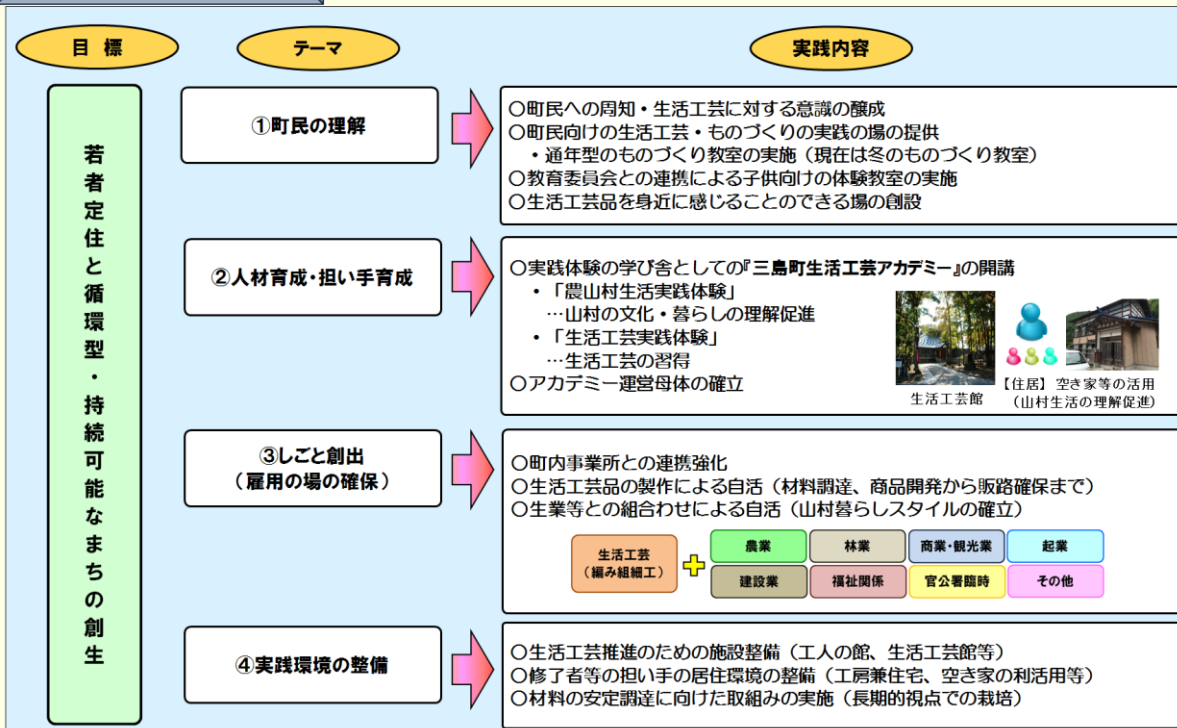
- 「ふるさと会津工人まつり」の来場者2万人。編み組細工を始めとするものづくりに対する人気
- 昨今の地方回帰の流れの中で奥会津の山村文化や暮らしへ共鳴する都市住民の出現
- 生活環境の整備、提供と編み組細工や生業との組合せによる“しごと”の創出による定住の可能性

目的

- 『生活工芸村構想』とは、地方創生の一環として、三島町最大の地域資源ともいえる生活工芸（※）を生かしたまちづくりを進め、『三島町＝ものづくり、生活工芸のまち＝生活工芸村』であるという町民共通認識の下、担い手の育成、雇用の創出を図り、若者定住と地域の活性化に資することを目的とする。
- （※）生活工芸…編み組細工、木工、陶芸、染織等



生活工芸村構想概要



生活工芸村構想の推進イメージ





三島町生活工芸村構想

平成29年3月

発行 ■ 三島町

編集 ■ 三島町地域政策課

〒969-7511 福島県大沼郡三島町大字宮下字宮下350

TEL 0241-48-5533

E-mail seisaku@town.mishima.fukushima.jp

URL <http://www.town.mishima.fukushima.jp>

編集協力 ■ ランドブレイン株式会社